



気まぐれ通信 2021/02

社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、ガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められています。本通信は、これら社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人 彌榮会計社

評議員の改選について

平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の評議員会は従来の諮問機関から議決機関へと変更し、新たな評議員の任期は同法附則第9条第2項による読み替えて「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の施行の日以後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とされました。同法の施行日は平成29年(2017年)4月1日でしたので、令和2年度決算にかかる定時評議員会終結の時までが新たな評議員の任期となっています。

このことにより多くの法人で評議員の一斉改選が行われることとなりますので、1月27日付で厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から「評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について」という事務連絡が発出されました。

評議員の選任は、定款例では評議員選任・解任委員会(以下「選任・解任委員会」と言います。)が行うと規定されており、また法人と評議員の委任関係は評議員の就任承諾により開始するため、事務連絡では、定時評議員会と同日のうちに評議員選任・解任委員会を開催して新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で就任承諾を行うことを基本的な考え方としています。ただし同日開催が困難な場合を想定し、選任・解任委員会を定時評議員会よりも前の日に開催する場合と後の日に開催する場合の留意事項を示しています。

評議員の任期は、社会福祉法第41条に「選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とあり、任期の起算点は選任・解任委員会により選任された日となります。仮に3月中に選任・解任委員会を開催すると、令和7年3月の該当日よりも前に終了する会計年度すなわち令和5年度の決算に関する定時評議員会の終結の時までとなり、実質3か年の任期となります。

逆に定時評議員会よりも後の日の選任・解任委員会の開催又は就任承諾となった場合であっても、社会福

祉法第42条で「評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する」とされていますので、直ちに問題とはなりません。しかし旧評議員に法人運営に係る責任を負わせることは適当ではないので、速やかに選任・解任委員会を開催して就任承諾を得るべきです。

なお選任・解任委員会については、定款例の第6条で「監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する」と、その構成例が示されています。しかし委員会の設置期間や委員の任期についての定めは無く、Q&Aで「常時設置することが適当である」、「常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である」とされています。多くは、委員の任期は、評議員と同様に「就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としているようです。

ただし、今次改選の評議員が平成29年4月1日から就任しているためには選任・解任委員は平成28年度中には就任していたわけですから、評議員よりも前に任期を迎えていると考えられます。事前に選任・解任委員会の任期や委員の立場が定款に合致しているかの確認を行い、任期切れ等の場合は評議員選任の前に委員を選任・再任しておくことが必要です。

もし委員が任期切れ等の状態で選任した評議員により評議員会決議がなされていた場合は、当該決議について決議成立要件の可否を確認し、場合により有効な評議員会で追認決議を行う等の措置を行います。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://www.yasaka-ac.co.jp>

監査法人 彌榮会計社

